

発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>（公開買付開始公告の掲載事項）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項の規定による定時総会の決議の内容又は同法第二百十一条ノ三第一項の規定による取締役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額</p> <p>ロ・八 （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（公表を要しない事項）</p> <p>第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものに基づいて行う自己の株式の</p>	<p>（公開買付開始公告の掲載事項）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項の規定による定時総会の決議の内容又は土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号。以下「土地再評価法」という。）第八条の第二項に規定する取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額</p> <p>ロ・八 （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（公表を要しない事項）</p> <p>第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものに基づいて行う自己の株式の</p>

取得についての当該会社の業務執行を決定する機関による決定をい
うものとする。

一 公開買付けをする会社の商法第二百十条第一項の規定による定
時総会の決議又は同法第二百十一条ノ三第一項の規定による取締
役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二（略）

取得についての当該会社の業務執行を決定する機関による決定をい
うものとする。

一 公開買付けをする会社の商法第二百十条第一項の規定による定
時総会の決議又は土地再評価法第八条の二第一項に規定する取締
役会の決議

二（略）

○ 発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 定時総会又は取締役会の決議等の内容等 a・b (略) c 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、<u>商法第211条ノ3第1項</u>に規定する取締役会の決議（同項第1号に掲げる場合を除く。）により決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。 d (略) e 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法第210条第1項の規定による定時総会の決議、<u>商法第211条ノ3第1項</u>に規定する取締役会の決議（同項第1号に掲げる場合を除く。）<u>」、商法第213条第1項の規定による株主総会の決議若しくは定款の定め又は償還株式の消却に係る定款の定めに基づいて、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。</u> (5)～(13) (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 【提出先】 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 定時総会又は取締役会の決議等の内容等 a・b (略) c 「取締役会における決議内容」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得について、<u>土地再評価法第8条の2第1項</u>に規定する取締役会の決議により決議された上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額について記載すること。 d (略) e 「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄には、当該公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法第210条第1項の規定による定時総会の決議、<u>土地再評価法第8条の2第1項</u>に規定する取締役会の決議、<u>商法第213条第1項</u>の規定による株主総会の決議若しくは定款の定め又は償還株式の消却に係る定款の定めに基づいて、当該公開買付開始公告を行う日前に既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び取得価額の総額を記載すること。 (5)～(13) (略)</p>